

第73号議案 加東市情報公開条例の一部を改正する条例に対する修正案

第73号議案 加東市情報公開条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

第18条を次のように改める。

(手数料等)

第18条 公文書の開示に係る手数料は、無料とする。ただし、開示決定により公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

2 前項ただし書に規定する費用は、実施機関が定めるところにより、これを免除することができる。

加東市情報公開条例の一部を改正する条例に対する修正案 新旧対照表

修 正 前	修 正 後
<p>(手数料等)</p> <p>第18条 <u>公文書の開示に係る手数料の額は、開示請求に係る公文書1件につき300円とする。ただし、経済的困難その他特別の理由があると実施機関が認めるときは、実施機関が定めるところにより、これを免除することができる。</u></p> <p><u>2 開示決定により公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</u></p> <p><u>3 前項に規定する費用は、第1項ただし書の規定により手数料を免除する場合で実施機関が定めるときは、これを免除することができる。</u></p>	<p>(手数料等)</p> <p>第18条 <u>公文書の開示に係る手数料は、無料とする。ただし、開示決定により公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項ただし書に規定する費用は、実施機関が定めるところにより、これを免除することができる。</u></p>